

## 日之影町農業委員会 第21回総会

開催日時 : 令和4年4月26日(火) 午前9時開会

開催場所 : 役場 町民ホール

出席委員 : 甲斐 幹男          松本 貴美子          穂積 ミサ子          米田 正  
                 矢通 広信          工藤 昭一          今村 浩二三          一水 秀樹  
                 榊田 隆盛          甲斐 直              高岡 光美          中川 今朝久  
                 押方 徹              甲斐 秀人          戸高 和子

欠席委員 : 山本 英二

議事日程 : ① 議案第66号

「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権賃借)の承認について」

② 議案第67号

「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権賃借)の承認について」

③ 議案第68号

「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について」

④ 議案第69号

「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について」

⑤ 議案第70号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

⑥ 議案第71号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

⑦ 議案第72号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

⑧ 議案第73号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

⑨ 議案第74号

「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

議長	これから日之影町農業委員会総会を開会します。 本日、お願いします審議は、議事日程のとおりであります。 はじめに、議事録署名委員を指名します。 5番 米田正 委員、6番 矢通広信 委員 お願いします。 それでは、これより審議に入ります。
議長	議案第66号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権賃借）の承認」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	（議案第66号について説明・朗読）
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	現地については、事務局と4月7日に確認しました。 貸し手の〇〇さんは57歳、△△にお住まいで、□□にお務めです。 受け手の●●さんは△△集落の方で、51歳です。▲▲から1年前に日之影町に移住され、現在水稻等の栽培を行っています。今回、規模を拡大されるということで、申請地を借りることになったようです 場所は、△△集落内で〇〇さん宅の奥になります。 賃借期間は令和4年6月1日から令和9年5月31日までの5年間になります。 ご審議をお願いします。
議長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。
委員	●●さんは、農地の賃借は初めてですか。
事務局	機構を通して別の方の農地を賃借されています。
委員	どこに住んでいるのですか。
事務局	■■さんの国道下の家になります。
委員	独身ですか。
事務局	独身です。
委員	柚子の木が植えてあるようですが。
事務局	柚子の木ごと借りて、管理されるとのことです。
委員	農機具等はどうされているのか。
事務局	自然農法を推奨されている方で、不耕起栽培をメインにされているので、農機具はそこまで必要ないのかなと思われます。

議長 次の議案第67号の受け手と同じ方になるので、次の議案と併せて採決したいと思  
います。  
次に、議案第67号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権賃  
借）の承認」を議題とします。  
本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 （議案第67号について説明・朗読）

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 現地については、事務局と4月7日に確認しました。  
貸し手の■■さんは87歳、△△集落にお住まいです。  
受け手の●●さんは議案66号と同じ方です。  
場所は、■■さんの国道下の家の近くになります。  
賃借期間は令和4年6月1日から令和9年5月31日までの5年間になります。  
ご審議をお願いします。

委員 ○○番地については、田が分かれているということですか。

事務局 分かれています。現地写真の右側を○●が借りていて、ニンニクが植えてあります。  
今回の賃借は、その農地の除いた部分になります。

委員 不耕起栽培で米を植えるのですか。

事務局 家の下に農地には昨年は米を植えていました。  
また、○○番地については、□□を植えていました。

委員 昨年の米の栽培はどんな状況だったのか。

事務局 昨年は、不耕起栽培と耕して行う栽培と2種類行っていました。  
どちらの栽培方法についても、それなりに収穫はあったのではないかと思います。

委員 不耕起栽培を行って農地が荒れてしまっただけでは意味がないので、気になる  
ところですか。町内で不耕起栽培を行っている方はいるのですか。

委員 □■集落の●○さんがされていたが、最近は機械を使って大豆を作っているよう  
です。

委員 この方移住するにあたっての土地の紹介は。

事務局 ご自身で知り合いの方から■■さんを紹介されて、ご自身で■■さんと話されて見  
つけてような形になります。

委員 年齢が50歳を過ぎているので新規就農ではないですね。

事務局 国の次世代人材投資事業には該当にならないので、町単独のひのかげ就農奨励金を交付  
しています。

委員 町の交付金は期間があるのか。

事務局 5年間は就農することが条件になります。

委員 ▲▲にいるときも農業をされていたのか。

事務局 ▲▲にいるときは、雑貨屋をされていました。雑貨屋を閉めて日之影に移住されています。雑貨屋の店は閉めたけれども、卸の方は続けられているので、そちらの方の収入も多少はあるのかと思います。

▲▲にいるときにも、不耕起栽培を何年か経験されて、こちらに来られています。

委員 この方の申請は初めてですか。

事務局 初めてです。

委員 米の販売は何とかなるかもしれないが□□の方は。

委員 今、観光協会が道の駅での□□の販売に力を入れているが、なかなか観光客に向けての販売が難しい。レストランで使用するという話にもなっているが、実際に使用されるまではもう少し時間がかかると思われる。

事務局 この方は、自然農法をされている方とのつながりがあり、そのつながりでの販路も持っていらっしゃるようです。昨年も数回熊本での自然農法だけの販売会などにも出品されていました。

昨年は、地域おこし協力隊にも協力いただき、1年かけて指導していただきました。

議長 いままで例のない農法等をされているので、農林振興課としてサポートをしていただきたいと思います。

他に質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第66号及び議案第67号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権賃借）の承認」について、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、試案第66号及び議案第67号は、申請のとおり承認することに決定しました。

議長 次に、議案第68号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認」を議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第68号について説明・朗読)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 説明いたします。  
現地については、事務局と4月11日に確認しました。  
譲渡人の〇〇さんは68歳、△△集落にお住まいで、□□にお務めです。  
譲受人の●●さんは60歳、同じく△△集落にお住まいで、奥さんとお子さんとお母さんの4人暮らし、花き等を栽培されているほか、■■を経営されています。  
場所は、●●さんの自宅のすぐ下になるところで、水稻を栽培されるとのことでした。  
売買金額は40万円です。  
ご審議をお願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

委員 ここは、田で何か作付けされていたのですか。

担当委員 〇〇さんが作付けはせず、管理だけされていきました。家の周りについては作付けしています。

議長 他に質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第68号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認」について、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第68号は、申請のとおり承認することに決定しました。  
次に、議案第69号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認」を議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第69号について説明・朗読)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 説明いたします。  
現地については、事務局と4月7日に確認しました。  
譲渡人の〇〇さんは64歳、□□にお住まいです。△△の●●さんの息子さんの奥さんになります。3～4年前ほどに息子さんが亡くなられ、〇〇さんが相続されました。  
譲受人の▲▲さんは57歳、■■集落にお住まいで、奥さんとお子さんと両親の5人暮らしで、主に畜産を営まれています。  
場所は、△△さんの家の目の前になるところで、水稻を栽培される予定とのことでした。  
売買金額は、350,000円です。  
ご審議をお願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

委員 金額に対して、担当委員には相談がなかったんですか。

担当委員 ありました。ただ、奥さんも農業は全くされないので、買ってくれる方がいらっしゃるならありがたいと話していました。△△さんも95歳で農業はできないとのことでした。

委員 申請地の隣の〇〇番は誰の農地ですか。

担当委員 ▽▽さんになります。▼▼さんが生きておられる頃は、ここ一帯は▼▼さんが作付けされてきました。現在は、▽▽さんが作付けされています。

委員 ▽▽さんには耕作者が変わることは話してあるのですか。

担当委員 してあります。

議長 他に質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。  
これより採決します。議案第69号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認」について、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。  
よって、議案第69号は、申請のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第70号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。  
本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第70号について説明・朗読)

議長 次の議案第71号も関連していますので、続けて説明をお願いします。

事務局 (議案第71号について説明・朗読)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、議案第70号及び71号について、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 それでは、議案70号について説明いたします。  
現地については、事務局と4月12日に確認しました。  
譲渡人の〇〇さんは56歳で△△集落にお住まいです。畜産を営まれています。  
譲受人の●●は83歳で、同じく△△集落にお住まいで、奥さんと2人暮らしで、水稲を栽培されています。  
場所は、■集落内にあり、以前より●●さんが耕作されており、戦後に農地の交換があり登記が終わっていなかった、とのことでした。  
次に議案71号について説明します。  
現地については、事務局と4月12日に確認しました。  
議案70号の関連で、譲渡人及び譲受人が逆になります。  
場所は、△△集落の〇〇さんの家の下になり、以前より〇〇さんが耕作されていたそ

うです。  
ご審議をお願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。  
これより採決します。議案第70号及び議案第71号「農地法第3条の規定による許可申請」について、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。  
よって、議案第70号及び議案第71号は、申請のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第72号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。  
本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第72号について説明・朗読)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 説明いたします。  
現地については、事務局と4月8日に確認しました。  
譲渡人の〇〇さんは78歳で昨年の7月までは畜産を営まれていました。  
譲受人の●●は53歳で、△△にお務めです。□□集落にお住まいで、奥さんとお子さん2人、お父さんの5人暮らしで、畜産を営まれ、飼料作や水稻を栽培されています。  
〇〇さんが高齢になったため、申請地の隣を作付けされている●●さんに所有権移転をしたいとの申し出があり、●●さんが同意され今回の売買に至ったようです。売買金額は600,000円です。  
航空写真をご覧ください。中学校の左手が申請地になります。  
申請地にはすでにイタリアンが作付けされていました。  
ご審議をお願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

委員 金額の相談はありましたか。

担当委員 これはお互いの同意で決まりました。

委員 ●●さんのところには牛が何頭いるのですか。

担当委員 4～5頭だと思います。

委員 乳牛はもうされていないのですか。

委員 もういません。

議長 他に質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第72号「農地法第3条の規定による許可申請」について、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第72号は、申請のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第73号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第73号について説明・朗読)。

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 説明いたします。

現地については、事務局と4月8日に確認しました。

譲渡人の〇〇さんは69歳で20年程前から□□にお住まいです。山も処分しています。

譲受人の●●さんは65歳で、■■集落にお住まいで、奥さんと2人暮らしです。〇〇さんとはいどこになります。

〇〇さんが□□にお住まいで農地の管理が困難なため、いどこになる●●さんに所有権移転の相談をされ、●●さんが同意され今回の申請に至ったそうです。

航空写真をご覧ください。△△公民館の近くになります。●●さんの弟が申請地の隣に住んでいます。

ご審議をお願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

委員 要件は満たしていますが、現実的に農地の管理は可能なのでしょうか。弟さんが手伝うのか。

事務局 弟さんが手伝うかどうかについては確認していませんが、野菜を栽培すると聞いています。

担当委員 隣にすんでいるので、弟さんが管理していくことになるのかもしれませんが。

委員 〇〇さんの田は、これで全部終わったんですか。

担当委員 いいえ。道を挟んで反対にあります。□■の▲▲さんが作付けされています。

議長 他に質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第73号「農地法第3条の規定による許可申請」について、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第73号は、申請のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第74号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第74号について説明・朗読)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 説明いたします。

現地については、事務局と4月13日に確認しました。

貸付人の〇〇さんは67歳で△△集落にお住まいで奥さんと2人暮らしで、農業をされています。

借受人の●●さんは40歳で、▲▲集落にお住まいで、奥さんとお子さんの3人暮らしです。□□にお務めで、〇〇さんの息子さんになります。

今回、△△の実家に現在の住居を取り壊して、住宅を建築することになり、●●さんから無償で借り受け、申請地に擁壁を設置したいとのことでした。

なお、●●さん夫婦は、新築後同居する予定だそうです。

ご審議をお願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

他に質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第74号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第74号は、許可相当として県知事に意見書を送付します。

議長 以上で、本日本日予定しておりました審議は全て終了しました。

ありがとうございました。

無いようですので第21回の農業委員会総会を終了します。

